

生駒市公平委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月30日

生駒市公平委員会委員長 吉田豊彦

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月生駒市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2 高山竹林園の項を削る。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。